

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別紙「政府間の取り決めによらない輸出国向け輸出食品の取扱要綱」新旧対比表（主な変更部分のみ抜粋）

改正後	改正前
<p>別紙 ZZ-04</p> <p style="text-align: right;">（作成日）令和2年4月1日 （最終更新日）令和2年5月11日</p> <p style="text-align: center;">政府間の取り決めによらない輸出国向け輸出食品の取扱要綱</p> <p>1. 目的</p> <p>この要綱は、政府間協議に基づく証明書様式等の取り決めのない輸出国向け輸出食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号。<u>本要綱において「施行規則」という。</u>）第3条に基づく、その他の輸出証明書の発行（食品衛生に係る事項に限る。）に関する手続を定めるものである。</p> <p><u>なお、本手続は、他の機関等が行う同趣旨の証明書の発行を妨げるものではない。</u></p> <p>2. 用語の定義</p> <p>本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 輸出食品：日本国内で製造又は加工され、輸出される食品（別途、<u>施行規則に基づき手続が定められている食品を除く。</u>）</p> <p>(2) ～ (5) （略）</p> <p>3. 証明書の発行手続</p> <p>(1) 証明書の発行申請</p> <p>施設責任者又は輸出者は、輸先国の輸入手続きにおいて、提出又は</p>	<p>別紙 ZZ-04</p> <p style="text-align: right;">（作成日）令和2年4月1日</p> <p style="text-align: center;">政府間の取り決めによらない輸出国向け輸出食品の取扱要綱</p> <p>1. 目的</p> <p>この要綱は、政府間協議に基づく証明書様式等の取り決めのない輸出国向け輸出食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号。<u>以下「規則」という。</u>）第3条に基づく、その他の輸出証明書の発行（食品衛生に係る事項に限る。）に関する手続を定めるものである。</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 輸出食品：日本国内で製造又は加工され、輸出される食品（別途、<u>本規則に基づき手続が定められている食品を除く。</u>）</p> <p>(2) ～ (5) （略）</p> <p>3. 証明書の発行手続</p> <p>(1) 証明書の発行申請</p> <p>施設責任者又は輸出者は、輸先国の輸入手続きにおいて、提出又は</p>

<p>提示が求められる証明書様式とともに、証明書の発行に必要な書類（輸出しようとする食品の<u>加工施設</u>の営業許可の取得状況や監視指導実績の確認、原材料や製造方法、必要に応じて検査結果等）等を食品監視安全課に提出すること。なお、想定される証明事項は、別添のとおり。</p> <p>(2) 証明書の発行</p> <p>食品監視安全課は、<u>提出された書類等の</u>必要な確認を行い、証明書を発行すること。</p> <p>4. 留意事項</p> <p>(1) 当該証明書の発行は、前記1を前提とした円滑な輸出が行われるための<u>措置</u>であり、証明書発行の遅延、一時的な証明書の発行停止、本要綱の変更等が行われる可能性があること及び<u>これら</u>の対応により発生した損害等については補償できないものであること。</p> <p>(2) 発行申請は、<u>輸出先国での</u>輸入手続きに必要な場合に限ること。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p>	<p>提示が求められる証明書様式とともに、証明書の発行に必要な書類（輸出しようとする食品の<u>製造施設</u>の営業許可の取得状況や監視指導実績の確認、原材料や製造方法、必要に応じて検査結果等）等を食品監視安全課に提出すること。なお、想定される証明事項は、別添のとおり。</p> <p>(2) 証明書の発行</p> <p>食品監視安全課は、必要な確認を行い、証明書を発行すること。</p> <p>4. 留意事項</p> <p>(1) 当該証明書の発行は、前記1を前提とした円滑な輸出が行われるための<u>行政サービスの一環</u>であり、<u>事前通告なしに</u>証明書発行の遅延、一時的な証明書の発行停止、本要綱の変更等が行われる可能性があること及び<u>前記</u>の対応により発生した損害等については補償できないものであること。</p> <p>(2) <u>当該証明書の発行は前記(1)を前提とした円滑な輸出が行われるための行政サービスの一環であり、</u>発行申請は輸出先国での輸入手続きに必要な場合に限ること。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p>
<p>別添</p> <p style="text-align: center;">証明事項例</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 本製品は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に従って製造されたものであり、人の食用に適している。</p> <p>This product was manufactured according to the Food Sanitation Act (Act No. 233 of 1947) and is fit for human consumption.</p>	<p>別添</p> <p style="text-align: center;">証明事項例</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 本製品は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に従って製造されたものであり、人の食用に適している。</p> <p>This product was manufactured according to the Food Sanitation Act (Act No. 233 of 1947) and is fit for human consumption. <u>1.</u></p>

